42　法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百五十八条の四十第一項の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 十～十一　［略］ ［43～141　略］ 142　法別表第一の六十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　育児休業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 八　育児休業等給付の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［143～254　略］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～41　略］ 42　法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　略］ ［43～69　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～40　略］ 41　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　略］ ［42～68　略］	42　［同上］ ［一～八　同上］ ［新設］ 九～十　［同上］ ［43～141　同上］ 142　法別表第一の六十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ 七　育児休業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 八　育児休業等給付の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［143～254　同上］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～41　同上］ 42　法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　同上］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　同上］ ［43～69　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～40　同上］ 41　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　同上］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　同上］ ［42～68　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は公布の日から施行する。ただし、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第一条第四十二項の改正規定は、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和七年法務省令第一号）の施行の日（令和七年四月二十一日）から施行する。